

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表)/ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-6030 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
電話 03-3568-7244(代表)/ファクシミリ 03-3568-7245

2004 春号

2004年 4月発行 第34号



改正担保・施行法が4月1日から施行されました。

金融法務事情1700号記念特集号(2004年3月5日号)で、弊事務所の14名の弁護士が、具体的な40事例に即してQ&A方式でその改正の内容を解説しました。詳しくは、本ニュース3頁のインフォメーションをご覧ください。

弊事務所の東京事務所常駐の三浦章生弁護士が3月1日付で財務省関東財務局財務事務官(証券取引検査官)の拝命を受け、就任しました。

平成9年に施行された「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づいて、高度の専門的な知識経験を有する者が、一定の期間、当該専門的な知識経験を必要とする公務に従事する制度が認められています。三浦弁護士のこの度の就任は、この制度によって2年間の任期で上記証券取引検査官として採用されたものです。最近の証券取引業務は複雑・多岐に亘り、公益上の必要性や投資者保護のため、証券取引検査官の職務はますます重要になっています。同君は証券

取引のコンプライアンスの確立のため、必ずやその職責を全うしてくれるものと確信しています。そして、2年後には一回り大きく成長して事務所に復帰することになっています。どうかご期待ください。

財務事務官に在任中は弁護士業務に一切関与できなくなりますので、三浦弁護士が担当していた依頼事件は、弊事務所の他の弁護士が分担して引継を終え、各々担当することになりました。具体的な依頼事件毎にご連絡いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。同君の抱負は本ニュース7頁に述べられていますのでご一読ください。

上記に関連して、新たに大阪事務所の藤井康弘弁護士が東京事務所常駐になりました。三浦弁護士同様ご厚誼を賜りますようお願いいたします。

弁護士法人中央総合法律事務所
所長弁護士 中務 嗣治郎



弁護士

加藤 幸江
(かとう・さちえ)

出身大学
早稲田大学法学部

経歴
1971年4月
最高裁判所司法研修所修了
(23期)
検事任官(東京地方検察庁、
福島地方検察庁)
1974年
大阪弁護士会登録
1983年
中央総合法律事務所入所
所属学会等
工業所有権法学会会員
知的財産法研究会
知的財産法実務研究会
知的財産判例研究会

取扱業務
知的所有権、民事法務、
家事相続法務、独禁法

著書他
共書
『不正競争の法律相談』
『特許・実用新案の法律相談』
(青林書院)
『判例意匠法』
(社)発明協会)
『判例著作権法』
(東京布井出版)

論文
『通信ネットワークをめぐって(その2)』
(共同執筆・債権管理No.38)
『「チボリ」の名称を付した
営業表示及び登録商標の周
知性及び類似性について』
(知的管理1998年7月号)

日本弁理士会の平成15年
度特定侵害訴訟代理業務に
関する能力担保研修講師
(商標担当)

“200億円を支払え”～職務発明規程を見直そう～

弁護士 加藤 幸江

1 青色発光ダイオード訴訟における東京地裁の判決

「被告日亜化学工業は原告に対し、200億円及びこれに対する平成13年8月23日(訴訟提起の日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

平成16年1月30日、東京地方裁判所が下した判決は、その金額の巨額さから、本裁判の推移を深い関心を持って見守っていた人々はもちろんのこと、職務発明に関心の無かった人たちにも強いインパクトを与えました。

当事務所の2002年1月発行の事務所ニュースにおける「職務発明」に関する記事の中で、平成13年8月23日に中村修二教授が元の職場である日亜化学工業に対して、本件発明の帰属や対価に関して訴訟を提起した旨述べましたが、その判決が冒頭のもので、中村教授の当初の請求額は20億円でしたが、その後請求額は3回にわたって増額されて最終的に200億円となり、その全額が認められたのです。

2 本件訴訟の問題点及び判決の理由

(1) 本件訴訟の問題点

本件訴訟には、大きく分けて3つの問題点があります。

中村教授がなした本件発明は職務発明と言えるか。

職務発明であるとしたら、その特許を受ける権利は会社に承継されたか。それとも中村教授に帰属しているか。

会社に承継されたとしたら、その対価はいくらが適切妥当か。

(2) 判決の認定及びその理由

裁判所はこれらの問題点について、については平成14年9月19日になした中間判決において、については今回の判決において次のとおり判示しました。

中村教授は、本件発明は被告会社社長の業務命令に反して行ったものであるから、職務発明に該当しないと主張しましたが、判決は、原告は勤務時間中に、被告会社の施設内において、被告会社の設備を用いて、被告会社の従業員である補助者の労力等を用いて、本件発明を発明したのであるから、本件発明は職務発明に該当すると判示しました。

中村教授は、本件発明を会社に譲渡したことは無い旨主張しましたが、判決は、職

務発明の権利の会社への承継を明記した社規が存すること、従業員と被告会社との間で承継に関する黙示の合意が成立していたこと、中村教授が出願依頼書の譲渡証書に自署していることなどから、本件発明の特許を受ける権利は被告会社に承継されたと認定しました。

中間判決で、本件発明が会社に承継されたことが認定されたので、以後、争点は、特許法35条3項にいう「相当の対価」の額に移り、判決はそれを604億3006万円と認定し、請求金額200億円はその範囲内であるので全額を認容する判決をしました。

3 「相当の対価」の認定について

(1) 特許法35条

特許法35条3項は、従業者は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利等を承継させたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する旨定めています。ただし相当の対価の具体的計算式は定められておらず、判決も一定していないので、どの案件においても金額の算出に頭を悩ませていました。

(2) 本件の相当の対価の算出方法

本判決は、中村教授の本件発明の相当の対価は604億3006万円と算出しましたが、その算定根拠を次のように述べています。

従業者が職務発明をした場合、会社は特許法35条1項により無償の通常実施権を取得するので、使用者が当該発明に関する権利を承継することによって受けるべき利益とは、当該発明を実施して得られる利益ではなく、特許権の取得により当該発明を実施する権利を独占することによって得られる利益(独占の利益)である。

次に、当該発明がされる経緯において発明者が果たした役割を、使用者との関係での貢献度として数値化して認定し、これを独占の利益に乗じて、職務発明の相当対価の額を算定する。

独占の利益は、特許権の存続期間満了までの間に使用者があげる超過売上高に基づく利益を指す。

勤務規則等に職務発明の対価の支払時期が定められている場合は、相当対価は当該支払時期を基準として算定された額であり、特許権の存続期間を通じて算定される独占の利益は、中間利息を控除して

当該支払時期の時点における金額として算定する。

本件においては、次のように計算しています。

- a 被告会社の本件発明にかかる平成14年までの証拠上の売上高及び平成15年から特許権期間満了の平成22年までの推定売上高(市場全体の成長率、被告会社の市場占有率、被告会社の成長率を推測して算出)の合計は、平成9年4月18日(被告会社の社規による対価支払い時である特許権設定登録時)を基準としてみた場合、1兆2086億0127万円。
- b 独占の利益は、実施料率を20パーセントとし、実施許諾による売上高減少を考慮しても1208億6012万円。
- c 中村教授の貢献度は50パーセント。
- d 以上により、本件発明の相当な対価は、独占の利益に中村教授の貢献度を乗じて、604億3006万円。

4 本判決の問題点

本判決は、発明者に巨額の報奨金を得る道を開いた点で、発明者に研究生活の夢を与えた一面がありますが、相当の対価の算出式が妥当であるかについて多くの問題点を含んでいます。特許権の存続期間満了時までの売上推定式は正しいか、本判決では市場全体の成長率、被告会社の市場占有率、被告会社の成長率のいずれも推測による数値を元に計算していますが、その数値が達成できるかは誰もわからないのであり、今後の経済変動や技術発明の進歩により、大きく変動する可能性を含んでいます。また、この将来

の売上高達成には、退社した中村教授は営業的には全く貢献しないことは明らかであり、会社従業員の営業努力や経営努力にかかっているのですが、貢献度50パーセントは過大すぎるのではないかと、他の従業員の士気の低下を招くのではないかなどが憂慮されます。

さらに、このようにある日突然従業員から訴えられて、会社にとって予測不可能な金額の支払を命じられることになると、経営方針が成り立たず会社の存亡にかかわってきます。

5 職務発明規程を見直そう!

これまで述べたことからおわかりのとおり、職務発明の取扱によっては企業は不測の支払義務を負って、その存立さえ危うくなりかねません。中村教授は判決を踏まえて、請求額を604億円に増額する意向と聞いています。現在特許法35条の改正の動きがありますが、改正案は、会社が決めた対価が適切であればそれを尊重し、手続きが不適切であつたり金額が低額すぎる場合は裁判所が決めるとなっているので、研究者を抱える会社は、紛争を未然に防ぐ意味からも、職務発明に関する規程を制定し、既に規程がある場合はその内容が適切であるか、社員への告知の方法が合理的であるかなど、今一度見直してみる必要があります。出願時や特許登録時に一定額を支払う旨の職務発明規程を多く見うけますが、特許法35条4項は、対価の額の算出には「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」を考慮する旨規定しているので、この視点からの検討をしましょう!

インフォメーション

不良債権の処理や産業金融構造の急激な変化を受けて担保・執行法制の抜本的な見直しが求められた結果、本年4月1日から改正担保・執行法が施行されました。担保法の改正では、短期貸借制度の廃止、滯除制度の見直しなどであり、執行法の改正では占有屋等による不動産執行妨害への対策の強化、担保不動産収益執行制度や不動産内覧制度の創設、財産開示手続をもうけるなど金融実務、執行実務に対する影響は非常に大きいものです。

当事務所はこのたび社団法人金融財政事情研究会から執筆の機会をいただき、旬刊「金融法務

事情」1700号記念特大号(2004年3月5日号)に、当事務所弁護士により担保・執行法の改正により実務がどのように変わるか多角的な検討を加えた結果を、『改正担保・執行法Q&A』として解説いたしております。

また、一昨年『債権回収必携執行トラブルQ&A』を出版させていただきましたが、今回の改正にあわせてあらたに項目を増やすなど、全面改定をしております実務に役立つ内容となりました。『改訂版 債権回収必携執行トラブルQ&A』が経済法令研究会からまもなく発刊となりますので、旧版同様必ずお役に立てていただけるものと思います。



中国法務 Q & A

第1回 中国現地法人の設立(総論)

弁護士 小林 幹雄

質問1

中国で外国資本の企業設立は可能ですか?どのような企業形態がありますか?

回答

外国資本の企業設立は可能です。外国資本が中国内に設立した企業を一般的に外商投資企業と呼び、主要形態として合資経営企業、合作経営企業、外資企業の3種類があります。これらを総称して「三資企業」ということがあります。

質問2

それぞれの企業形態の特徴について簡単に説明して下さい。

回答

概略を示すと下図のようになります。

種類	定義	特徴
合資経営企業	外国の会社又は企業、その他の経済組織或いは個人が、平等・相互利益の原則に基づき、中国政府の承認を受け、中国国境内において中国の会社又は企業その他の経済組織(個人は含まない)との間で企業或いはその他の経済組織を共同して起こし、共同して経営及び損益負担を行う企業。	①合営双方は持分形式で出資を行い、出資比率に応じて利益分配と危険負担を行う。②企業形式は有限責任会社である。合営双方はその出資額を上限として会社に対し責任を負担し、会社はその全資産を上限として債権者に対して責任を負担する。③出資比率に応じて利益と責任を分配するため、権利関係が明確である。
合作経営企業	外国の企業及びその他の経済組織或いは個人が、平等・相互利益の原則に基づき、中国政府の承認を受け、中国の企業その他の経済組織(個人は含まない)との間で契約によって合作条件を定め、中国国内において共同して設立する経済組織。	①合営双方の取決めに基づき合営双方の権利義務が定められる。同様に経営管理の方式及び合作期間の終期並びに財産の帰属等についても当事者間の取決めに基づき決定される。 ②合作企業は、法人形態を採用すること及び法人格を有しない経済組織として活動することのいずれも可能である。
外資企業	外国資本が、中国の法律に基づいて中国内で設立する企業で、全ての資本が外国資本の投資に基づくもの。	①外国資本が独立して経営する。②企業形式は原則として有限責任会社である。

質問3

設立の手続はどのようになっていますか?

回答

以下、合資経営企業の場合を念頭に設立の一般的な流れを記載します(必要事項・書類等は事案等により異なる場合があります)。

(項目建議書の審査・批准)

項目建議書(Project Proposal)は、中国側合営者から主管部門に対して提出します。

(企業名称の仮登記)

建議書の批准後、工商行政管理機関にて行います。

(可行性研究報告の審査・批准)

可行性研究報告(Feasibility Study Report)とは、合営双方が合営対象事業について経済面や技術面等各方面の事項につき協議して意見の一致を経た上で作成する文書で、審批機関の審査・批准を受けるものです。

(設立申請・批准)

可行性研究報告の批准を受けたあと、設立の申請を審批機関に対して行います。同機関は申請書類を受領した日から起算して3か月以内に批准するか否かの決定をしなければならないものとされており、批准後は批准証書が発給されます(合資企業法実施条例8条)。

申請の際は上記の可行性研究報告のほか、設立申請書、合営企業協議書、同契約書、定款その他の関係書類を併せて提出して批准を受ける必要があります(同条例7条 契約書及び定款の記載事項については同条例11条、13条を参照)。

(登記手続(同条例9条))

申請者は、上記承認証書を受領した日から起算して1か月以内に、工商行政管理機関において登記手続を行

弁護士

小林 幹雄

(こばやし・みきお)

出身大学

立命館大学文学部

経歴

2000年10月

最高裁判所司法研修所修了

53期

大阪弁護士会登録

(中央総合法律事務所入所)

取扱業務

民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

著書

共書

『逐条解説 中国契約法の実務』
(中央経済社)

わなければなりません。登記手続書類は登記申請書及び批准証書その他必要書類です。営業許可証が発給されると、その発行日が即ち企業の成立日となります。

質問4

出資の形式・要件等について説明してください。

回答

合資経営企業の場合を念頭に、出資の「形式」「要件」「期限」についてご説明します。

(出資の形式) (同条例22条、45条)

外国側、中国側ともに現金、現物、工業産権等による出資が可能です。更に中国側が企業経営期間中の用地使用権をもって出資とすることも可能です。

(出資の要件) (『中外合資経営企業の合営各方の出資についての若干の規定』参照)

外国側、中国側ともに、自己所有の現金及び自己所有であり且つかなる担保物権も設定されていない現物、工業産権、専有技術等をもって出資物としなければならない等の要件があります。また、外国側合営者が機械設備或いはその他の原料、工業産権、専有技術をもって出資とする場合には審批機関の批准が必要であるものとされています(上記実施条例25条)。

(出資の期限) (『中外合資経営企業合営各方の出資について若干の規定』参照)

合営各方は合営契約書に規定した納付期限までに各自の出資額を納付しなければならない、期限内遅れ、又は出資を行わない当事者は合営契約の規定に従って遅延利息或いは損害賠償を支払わなければなりません(上記実施条例28条)。なお、合営契約書において出資期限及びその分割納付の定めを行う場合にも関連規定により一定の制限を受けます(例 出資を一回で納付する場合、合営各方は営業許可証発行日から起算して6か月以内に納付しなければならない、合営契約中に分割納付をする旨定めた場合は、合営各方の第1回の出資は各自の出資額の15%を下回ってはならず、かつ営業許可証の発行日から起算して3か月以内に行わなければならない等)。なお、分納を行う場合は登録資本額に応じて最終期限が定められています。

質問5

合営契約書及び定款記載事項である「投資総額」と「登録資本」とは何ですか?両者の比率及び登録資本の最低額についてはどのように規定されていますか?

外国側は中国側との関係でどの程度の出資比率を維持しなければならないのですか?

回答

まず、投資総額(企業借款含む)とは、「合資企業の合営契約及び定款に規定する生産規模に基づく需要に従い投入する基本建設資金と生産流動資金の総和」と、登録資本とは、「合資企業の設立のために登記管理機構に登録するもので、合営当事者各方が投資を引き受けた出資額の総和」とそれぞれ定義されています(上記実施条例17条、18条)。両者の比率については、以下のとおり定められています(『中外合資経営企業の登録資本と投資総額の比例についての暫行規定』参照)。

- (1) 投資総額300万米ドル以下の場合、登録資本は投資総額の最低10分の7以上でなければならない。
- (2) 投資総額300万米ドル超～1000万米ドルの場合、登録資本は投資総額の最低2分の1以上でなければならない(なお、投資総額420万米ドル以下の場合、登録資本は210万米ドルを下回ってはならない。)
- (3) 投資総額1000万米ドル超～3000万米ドルの場合、登録資本は投資総額の最低5分の2以上でなければならない(なお、投資総額1250万米ドル以下の場合、登録資本は500万米ドルを下回ってはならない。)
- (4) 投資総額3000万米ドル超の場合、登録資本は投資総額の最低3分の1以上でなければならない(なお、投資総額3600万米ドル以下の場合、登録資本は1200万米ドルを下回ってはならない。)

次に、合資企業内での合資双方の出資比例についてですが、一般的に外国側の出資比率は登録資本中25%を下回ってはならないものとされています(合資企業法4条)。(次号に続く)

(参考文献)

沈四宝 主編『中国涉外経貿法(第二版)』101頁乃至166頁(沈×首都経済貿易大学出版社,2002)

陳柳裕 著『企業法律実務』33頁乃至62頁(浙江人民出版社,2002)

(筆者注)

引用法規は執筆時点のもので、より詳細な手続等については当事務所にご相談ください。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 9 読売文学賞と私

今年の読売文学賞の小説部門は、小川洋子の「博士の愛した数式」(新潮社、03・8・30初版)が受賞しました。事故のため記憶が80分間しか保てない純真無垢の数学者「博士」のもとへ家政婦「私」が派遣され、「友愛数」「素数」などの美しい数の世界を教えらることで心を通わせていきます。とほいとも記憶力のため「博士」には「私」とは毎日が初対面になります。このようにして新鮮で静かで美しい、夢のような聖家族の世界が紡ぎ出されます。

出版直後この本を読んで感心し、読書家の知人に話したところ、早速読まれての感想が「凝縮した美しさにあふれている」というのでありました。同感です。そして知人と今回の受賞を喜び合ったのです。

読売文学賞は、野間文芸賞と並んで、最高の文学賞とされています。芥川賞は新人賞で作家の出発点にすぎませんが、読売文学賞は実力者の傑作中の傑作に与えられるものです。野間文芸賞はそうした実力者がさらに作品を発表し、生涯の最高作と目されるものを出したときに与えられるものということができます。読売文学賞と野間文芸賞が最高の賞だということは、過去の受賞作を見れば明白です。今回で55回目になる読売文学賞の受賞作品群そのものが「日本文学の山脈の稜線の眺め」(今回の贈呈式における作家井上やすしの言)でもあるのです。

実は私は、新刊の初版を買い求め、読んで感心した後に、それが読売文学賞か野間文芸賞をとれば最高に喜びという変な癖を持っています。なぜそんな癖が身についたかですが、裁判官に限らず法曹は、現在ただいまの事件を扱いますから、現在に通じる感性を持っていなければなりません。時間は絶え間なく進行しますから、現在の感性を身につけ続けるための最上の方策は、現在ただいまの優れた文学にリアルタイムで触れていることということになります。古典であれば評価は定まっていますから、選択に苦労しませんが、現在の文学のどれを優れた文学と見ればよいのか。それに本というものは、買う以前には中味が分からないものなのです。買うものの中味が分からない買い物というのは、他に例がないくらい特殊なものです。無尽蔵に読めるものではありませんから、沢山ある新刊書の中から良いものを選択するのはとても大変なことですが、答えの一つが、例えば読売文学賞をとった作品

を読めばよいということになります。それは受賞しているというそのことが後世からみても「日本文学の稜線」をなすものとの保証になるからです。毎年2月1日発表で、昨年出版分から選ばれますから、発刊後1年以内、まだまだ採れたてのほやほや性を失っていません。

ということで若いころから、いくつかある読書パターンの一つとして、読売文学賞をとった作品は好き嫌いなく読むようにしていました。そんなことを繰り返すうちに、いやいやむしろ賞をとる以前に自分で選ぶ方が新鮮ではないか、それには初版を買うのがよく、またそうすることは作家への最大の賞賛になると考えるようになりました。

またこのように先入観なしに自分の考えで選んでおりますと、選択力がつきますし、読書力もつくことになるのです。レポートも増えます。楽しみも増えます。おのずから中率も上がっていきます。こうしたことが教養を深める所以であり、裁判に資するはずであると考えたのです。というのは、裁判には何が来るか分かりませんし、裁判官は事件を自分で選べませんから、素地を豊かにしておくことがとても大切なのです。弁護士は裁判官に比べれば事件を選べるようではありますが、選択が自由というほどではありませんし、いろんな当事者や事件にじかに接するのは弁護士ですから、弁護士こそ素地を豊かにしておかなければならないのです。

しかも良いことには、読売文学賞には小説部門の他に戯曲シナリオ・随筆紀行・評論伝記・詩歌俳句・研究翻訳という各部門がありまして、このすべてに目を通していきますとレポートは飛躍的に増大することになります。

小説以外の部門でも、受賞以前に初版を買い、読んでおくということに挑戦していますが、この的中率はどうしても低くなります。詩歌俳句、戯曲シナリオにいたっては手も足も出ません。それでも受賞の機会に買い求め読んでいますと、戯曲シナリオは買い求めることすらできないのが普通です。自分の世界や感性が随分豊かになるように思えるのです。作品の良し悪しなんか分かるようになります。そしてそれは明日につながるはずなのです。



弁護士

三浦 章生

(みうらあきお)

出身大学
東京大学文学部

経歴
2001年10月
最高裁判所司法研修所修了
54期
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

財務省 関東財務局 商取引検査官への就任に際して

弁護士 三浦 章生

1 はじめに

今般、証券取引検査官として財務省関東財務局への出向を拝命いたしました。これは、任期付国家公務員として出向するもので、平成16年3月1日から平成18年2月28日までの2年間に渡って、証券会社を始め、証券業務を行う金融機関に対して、証券取引法等の遵守状況について検査し、併せて、証券取引法及び関連法令に関する解釈・運用に従事する予定です。

従来は、弁護士資格を有した状態では国家公務員となることはできませんでしたが、平成12年11月、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」が制定され、弁護士としての身分を併有した上での出向が可能となったことによるものです。

2 証券取引検査官の職務内容

(1) 証券取引法59条(以下「証取法」といいます)は、内閣総理大臣は、公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、さらにはその親銀行や持株会社等に対し、当該証券会社の営業もしくは財産に関し参考となるべき報告もしくは資料の提出を命じ、または当該職員をして当該証券会社等の営業もしくは財産の状況もしくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる旨を規定しています。

また、銀行、信託会社その他の金融機関も、一定の証券業務を行うことができる旨が規定されているところ(証取法65条) 証取法65条の2第10項は、内閣総理大臣は、これらの金融機関に対しても同様の検査権限を有すると定めています。

同様に、公益または投資者保護の観点から、証券業協会、証券取引所等についても同様の規定が設けられています。

そして、かかる内閣総理大臣の権限は、証取法194条の6第1項により、金融庁長官に委任され、さらに同条第2項により、証券取引等監視委員会(いわゆる「日本版SEC」)に再委任されています。これがさらに、同条4項、証取法44条1項によって、証券会社、登録金融機関、証券業協会または証券取引所の所在地を管轄する財務局長に再々委任されています。

これを受けて各財務局長は、証券会社等への立入検査並びに証券取引に係る情報の収集や分析等の業務を適切に執行するべく、財務局長直属の証券取引等監視官を設置しており、その下に具体的な業務を遂行する証券取引検査官

が配置されています。

要するに、証券取引検査官の職務は、証券取引の公正を確保、実現するために、証券会社や証券業務を営む金融機関等に対して、営業の実態、財産状況を検査し、証券取引法及び関連法令との関連において問題があれば勧告等はそのための措置を講ずるといったものです。

(2) 具体的な検査の内容としては、証券会社や証券業務を営む金融機関等の営業所に対して立入検査を実施し、営業所内の帳簿種類やその他業務に関する帳票類を検分の上、関係者にヒアリングを行うことにより、損失補填等の禁止(証取法42条の2)、相場操縦禁止規定(証取法159条)や、インサイダー取引規制(証取法163条乃至167条)など、各規制の遵守状況を確認するというものです。

3 抱負

当職が証券会社に勤務していた平成9年当時は、いわゆる四大証券による総会屋への利益供与が社会の明るみに出た時期であり、証券取引に限らず金融業務の公正の実現という理念は、当職が弁護士という新たな職を選んだ際の大きな主題でした。今般の出向は、かかる理念の実現に直接関わる機会を与えていただくものであり、証券会社における勤務経験、弁護士としての法曹経験を活用しながら、公益に寄与したいと思っております。

そして今や、企業の業種・大小を問わず、資金調達や資産流動化、さらには企業のM&Aに際しても、証券取引法は避けて通ることができない問題であり、その流れはこれからも加速すると思われるにも拘らず、法曹界において専門家と言える人材が不足しているのが現状です。2年後には証券取引法のスペシャリストとして、弁護士としての立場から、クライアントの皆様へ高度なリーガルサービスを提供することができればこれに勝る幸いはありません。



「他人を説得する方法」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県中村市

主な経歴
大阪国税局 総務部企画課長
大阪国税局 査察部管理課長
大阪国税局 査察部次長
福知山税務署 署長
南税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

私は、永年にわたって国税局の査察部、いわゆる「マルサ」で勤務してきました。査察部では、査察官、主査、統括官、課長、次長として、多くのポストを経験しました。その間、上司や部下に対する説明、納税者に対する説得など、仕事の大部分は他人を説得することでした。その時の経験から、私は他人を説得する方法として4つあると考えています。それは、力による説得、利益による説得、理論による説得、そして、情による説得です。

「力による説得」とは、多人数で押しかけたり大声を出したり、デモ行為などの実力行使によって相手を説得することです。国家による戦争、司法制度に基づく刑罰なども力による説得です。また、企業が権威を持たせるために、立派なビルを建築し、大きな自家用車を購入するの力による説得の一種です。この方法を最大の武器としているのが暴力団です。しかし、私たちの社会では、暴力、暴言などの行為は禁止されています。

「利益による説得」とは、相手に利益を与えて説得することで、一般の商取引がこれに当たります。企業では、取引先に利益となる商品やサービスを提供し、その対価として収入を得ています。資本主義社会における商取引の根本目的が利益です。したがって、利益による説得は、相手の究極の目的がどこにあるかをよく見極めて利益誘導する必要があります。ただしわが国では、利益誘導による司法取引や行政取引は認められていません。

「理論による説得」とは、論理的に相手を説得することで、説得の王道です。法治国家では、法理論に基づいて理路整然と説得することが必要です。その説得方法の最高峰が裁判所における判決文であり、その中心となる理論が、演繹法に基づく三段論法です。論理学の詳しい内容は弁護士さんなど法理論の専門家に譲ることにします。ただし、査察の経験から、日本人、特に関西人には、理論によって説得されることにアレルギーを起こす人が多く、最初に理論や法律を持ち出すと拒否反応を示す人があります。「智に働けば角が立つ」は今でも生きています。

「情による説得」とは、人間の情に訴えて説得することで、浪花節の残っている世界では有効です。私も査察部においてこの方法を数多く活用しました。査察では、まず、相手の話の内容を辛抱強く徹底的に聞くこと、更に、脱税は犯罪ではあるがその人の人格まで否定しないこと、加えて、多額の所得のある人は資本主義社会では成功者に属することなど、相手に対して最大限の情を持って接してきました。幸い、私の担当した事案は、ほとんど早期に処理できたことから、情による説得は効果のある方法だと思えます。しかし「情に棹させば流される」のとおり、情による説得も多用すると危険です。

私たちの仕事の大部分は、他人を説得することにあります。日々の仕事では、ひとつの説得方法だけではなく、いくつかの方法を組み合わせ、その人に適した説得方法を創意工夫する必要があります。

大阪事務所



弁護士法人 中央総合法律事務所

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289
東京事務所
〒106-6030
東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

<http://www.clo.jp>

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 加藤 幸江	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 岸田 直子	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌
弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 亘	弁護士 福屋 憲昭	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛		